

I. 調査の概要

1 調査の目的

出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について、その実態を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

人口動態調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、人口動態調査令（昭和21年勅令第447号）及び人口動態調査施行細則（昭和23年厚生省令第6号）に規定され、厚生労働省が実施する調査である。

3 調査の対象及び客体

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の全数を対象とした人口動態調査票を、厚生労働省において集計したものであり、令和5年に日本において発生した日本人の事象を客体としている。

4 調査の期間

令和5年1月1日～令和5年12月31日

5 用語の説明

自然増減：出生数から死亡数を減じたもの

乳児死亡：生後1年未満の死亡

新生児死亡：生後4週未満の死亡

早期新生児死亡：生後1週未満の死亡

死産：妊娠満12週以後の死児の出産

周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数に相当する。

6 率の算出

出生・死亡・自然増減・婚姻・離婚率：人口千対

乳児・新生児・早期新生児死亡率：出生千対

死産率：出産（出生＋死産）千対

周産期死亡率：出産（出生＋妊娠満22週以後の死産）千対

死因別死亡率：人口10万対

7 都道府県別の表章について

出生：子の住所 死亡：死亡者の住所 死産：母の住所

婚姻：夫の住所 離婚：別居する前の住所

※この資料は、厚生労働省の令和5年人口動態統計（確定数）の結果をもとに、和歌山県の数値について概況をとりまとめたものである。